

新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について

10月30日開会のむつ市議会第160回臨時会において行った行政報告以降、国及び青森県の対応並びにこれまで実施した市の取組について御報告させていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、増加傾向が強まり2週間で2倍を超えるなど、11月以降、過去最多の水準となっております。

特に、北海道、首都圏、関西圏及び中部圏を中心に顕著な増加が見られ、この感染増加が、更に急速な感染拡大をもたらす可能性がある厳しい状況が続いております。

このことから、11月20日には、新型コロナウイルス感染症対策分科会が開催され、この中で、感染が急増し「ステージ3」に入りつつある都道府県があり、その一部の地域では医療提供体制がひっ迫する可能性が高く、結果的には経済及び雇用への甚大な影響が予想されるとして、こうした地域においては、3週間程度の短期間に、感染リスクが高まっている状況に焦点を当てた対応が重要であるとの認識が示されております。

こうした状況に鑑み、当該分科会から政府に対して、感染が急増している地域では、政府の需要喚起策「G o T oキャンペーン」の運用の見直し、営業時間の短縮、移動の自粛要請など、「これまでより強い対策を求める」との提言がなされました。

11月21日には、菅内閣総理大臣は新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き、「新規感染者数が過去最多となるなど、最大限の警戒状況が続いている。感染拡大が一定レベルに達した地域ではその状況を考慮し、都道府県知事と連携し、より強い措置を講じる。」とした上で、「G o T oトラベル」については、感染拡大地域を目的地とする旅行の新規予約の一時停止を、「G o T oイート」については、食事券の新規発行の一時停止などを都道府県に要請する考えを示しました。

さらに、国は、各都道府県が飲食店に対し営業短縮などを要請する際、これに要する負担として、500億円の地方創生臨時交付金を追加配分し、及び重症者の発生を可能な限り食い止めるため、医療施設や介護施設などで陽性者が確認された場合、国の費用で入所者や従業員全員に検査をすることとしております。

一方、知事は、11月19日の青森県危機対策本部会議において、本県におけるイベント開催制限について、11月末までの取扱いとしていた収容率要件及び人数に係る制限を、国の方針に沿って来年2月まで期間を延長するとともに、12月以降、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、かかりつけ医などでもこれらに係る検査を1日当たり3,100件実施できるよう検査体制を強化するべく、保健所を中心とした体制を改めるなど、医療提供体制の整備に必要な予算措置を講じ、感染拡大防止対策に全力で取り組んでいくこととしております。

市では、特に、感染症病床が4床にとどまり医療体制が脆弱なこの地域において、一度に多くの新型コロナウイルス感染症患者が発生することは医療崩壊につながりかねないとの認識から、宿泊者療養施設の確保も含め、市民の皆様の安全と安心を担保する体制の確立について青森県に協力してこれに努めてまいります。

なお、この新型コロナウイルス感染症に係る無症状者及び軽症者の治療に必要な宿泊者療養施設の確保については、下北全体の医療提供体制がひっ迫することがないように、市有施設の活用も含め利用可能な施設の情報を青森県に提供しておりますほか、来年初頭に新型コロナウイルス感染症のワクチンの供給が可能となった場合に備え、実施体制の整備を遺漏なく進めていくこととしております。

また、市民の皆様におかれましては、昨今国から示されております「飲食を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」及び「居場所の切り替わり」の感染リスクが高まる「5つの場面」を回避するとともに、御自身の体調管理に留意しつつ、基本的な感染予防対策の徹底をお願いいたします。

今後におきましても、国及び青森県の方針、そして、全国の感染状況等を踏まえ、市民の皆様の安全・安心を確保するための取組を進めさせていただきます。

以上を受け、10月30日以降における市の取組について御報告いたします。

<新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行に備えた市内の検査体制について>

はじめに、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行に備えた市内の検査体制について御報告いたします。

市内では、むつ総合病院、川内診療所、脇野沢診療所において新型コロナウイル

ス感染症の検査を行うことができる体制を整えております。

また、この検査はインフルエンザの検査と同時に行うことになります。

現時点では、市内の民間医療機関において検査を行うことはできませんが、今後は、この本来10月までに整えるべき体制について、青森県に強く求めていく必要があると考えております。

発熱の症状がみられる方につきましては、まずは、「かかりつけ医」など身近な医療機関に相談していただき、むつ総合病院、川内診療所、脇野沢診療所のそれぞれを受診していただければと存じます。

<感染症対策室の取組について>

次に、感染症対策室の取組について御報告いたします。

むつ市感染症あんしん飲食店等の認定数は、11月20日現在で337件となっております。

これから忘年会、新年会シーズンを迎えるに当たり、飲食店を中心に感染対策の要請及び御相談を受ける予定としておりますほか、今後もコミュニケーションをとりながら支援してまいります。

<緊急雇用対策室の取組について>

次に、緊急雇用対策室の取組について御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用対策として、先の第160回臨時会で御議決賜りました「むつ市離職者生活・再就職支援給付金事業」につきましては、11月20日現在、アツギ東北株式会社むつ事業所の離職者を含むコロナ禍により離職された方のうち、123人の方からの申請を受け付け、80人の方への給付手続を完了したところであり、現在も円滑な給付に努めております。

また、アツギ東北離職者雇用対策本部によりますと、11月13日現在、アツギ東北株式会社むつ事業所の離職者のうち、24人の方の再就職が決定したとのことであります。

市といたしましては、コロナ禍により離職された皆様の生活支援及び再就職支援に、引き続きむつ公共職業安定所など関係機関と連携し全力で取り組んでまいり所存であります。

<職員の出張及び私用旅行の取扱いについて>

次に、職員の出張及び私用旅行の取扱いについて御報告いたします。

10月19日から11月2日までの間の対応についてであります。青森県が発表した県内飲食店でのクラスター等により多くの感染者が発生しており、これにより、県内のPCR検査陽性率、病床の待機者数などの項目で数値が上昇している状況を受け、職員に対し、これまで以上にうがい、手洗いの徹底、外出時のマスクの着用などの感染症予防の徹底と、市外へのお出張及び私用旅行についても所属長に届け出ることとしております。

11月3日からの対応についてであります。青森県が発表した県内飲食店でのクラスター等の状況が把握されつつあること、また、下北郡内に感染者がいないことなどの状況を受け、職員に対し、市外へのお出張及び私用旅行について所属長に届け出が必要としていた方針を見直し、下北郡外へのお出張及び私用旅行について所属長に届け出ることとしております。

<市内の小中学校における修学旅行について>

次に、市内の小中学校における修学旅行について御報告いたします。

修学旅行を予定していた小学校12校、中学校8校では、11月20日までに全ての学校で修学旅行が実施されました。

なお、中学校2校で、直前の延期等によりキャンセル料が発生し、これについて市に支援要請がありましたことから、保護者の負担にならないよう市で負担することとしております。

<令和3年むつ市成人式について>

次に、令和3年むつ市成人式について御報告いたします。

令和3年1月10日、下北文化会館大ホールを会場に、令和3年むつ市成人式を開催する予定としております。

開催に当たりましては、座席を空けてソーシャルディスタンスを保つなど、会場内やスタッフの予防対策を講ずるほか、出席する新成人に対し、市外在住の場合は帰省の前に、市内在住の場合は成人式の前にPCR検査を実施して結果を市に知らせるよう依頼し、併せて事前の健康観察等をするよう呼びかけております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、開催を見合わせる場合もあり得ることについても案内しております。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について御報告させていただきます。

今後も感染の動向を注視しながら、国及び青森県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、速やかに対策を講じてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。